

## 付録2 平成29年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

### 凡 例

- 1 平成29年4月1日から30年3月31日までの間に係属した事件80件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
  - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
  - (2) (調)は調停、(リ)は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道平成30年(調)第1号事件	空調等設備からの低周波音被害防止請求事件	30. 3. 1	北海道住民2人	北海道住民2人	申請人は、被申請人の住宅に設置された空調等の設備からの低周波音により、健康被害を受けた。よって、被申請人は、所有建物からの騒音発生を防止する措置を講ずること。			
2	宮城県平成28年(調)第1号事件	砕石場からの騒音・粉じん被害防止等請求事件	28. 7. 15	宮城県住民2人	砕石製造販売会社	申請人らは、被申請人砕石場から発生する粉じん及び騒音により、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①被申請人砕石場より発生する粉じんを防止するための効果的な粉じん防止対策を講じること、②被申請人砕石場より発生する騒音の発生を防止するための効果的な騒音防止対策を講じること、③申請人らの住居に隣接する市道を走行する砕石運搬車の運行により発生する粉じんの舞い上がり及び騒音を防止するため効果的な対策を講じること、④被申請人設置の沈殿池からA川に至る配管経路を申請人Bの所有地に関わらない経路に変更すること、⑤申請人ら所有の居宅及び事務所の各所の粉じん付着に対する除去対策を講じること。	30. 3. 27	調停成立	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
3	宮城県平成28年(調)第2号事件	スーパーマーケット等からのゴミ流入による水質汚濁・土壌汚染被害防止及び損害賠償請求事件	28. 7. 20	宮城県住民1人	スーパーマーケット小売業者ドラッグストア	被申請人らは申請人の所有する田に隣接する土地で営業を行っており、そこから発生する廃棄物が申請人の田及び水路に悪影響を及ぼしている。よって、被申請人らは、①申請人の田について、ごみが流入しないよう、フェンス下部にネットを張ったり、1日2回以上見回り・ごみ拾いをしたりするなど適切な措置を採ること、②申請人の田について、その接続する水路の水質維持につき毎年3月から10月にかけて1か月に1回以上の清掃等の適切な措置を採ること、③調停が成立するまでの期間につき、申請人に対し、相当額の賠償金を支払うこと。	29. 4. 26	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
4	宮城県平成30年(調)第1号事件	コインランドリーからの低周波音被害防止請求事件	30. 1. 9	宮城県住民2人	コインランドリー等経営会社	申請人は、平成29年8月頃から、被申請人の経営する大型コインランドリーからのうなり声のような低い音に悩まされるようになり、頭痛や不眠症の症状によって苦しんでいる。よって、被申請人は、被申請人が経営する大型コインランドリーのヒートポンプの設置場所を変更する方法により、申請人ら居宅内における低周波測定値が参照値より低い数値となるような措置を採ること。			
5	福島県平成28年(調)第1号事件	事業場からの騒音・粉じん被害等防止請求事件	28. 10. 4	福島県住民1人	建築材料卸売業者	被申請人会社は建築材料卸売業(砂利、砕石、土・砂卸売業)を営んでおり、そこから発生する騒音、粉じん等により、申請人は心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人は、①毎日発生する騒音を減少させるために防音壁を設置すること、②排気ガスを発生させる他社のダンプカーを他の場所に移動させること、③土砂ぼこりを減少させるために、水まき等の徹底(市道への出入口も含む)を行うこと。	29. 7. 6	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾勧告を行ったところ、申請人より調停案を受諾しない旨の回答があったため、調停が打ち切られたものとみなし、本件は終結した。
6	福島県平成29年(調)第1号事件	工場からの悪臭・低周波音・振動・騒音	29. 8. 22	福島県住民1人	非鉄金属製造会社	被申請人会社は非鉄金属製造業を営んでおり、そこから発生する悪臭、低周波音、振動、騒音により、申請人は健康被害及び自主避難に伴う財産被害を受けている。よって、被申請人は、①猛省の上、誠意が感じ	30. 1. 23	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		被害防止及び損害賠償請求事件				られる謝罪を行うこと、②事業所からの悪臭・低周波音・振動・騒音について申請人が納得できる対策を採ること、③今後迷惑な行為があった場合は、代理人ではなく被申請人に直接の申し入れを行い、被申請人が対応すること、④申請人が自主避難にて購入した中古住宅及び購入に際しての各種諸経費・保険料・生活準備品等の2000万円の支払いを行うこと。			みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
7	栃木県平成27年(調)第1号事件	木材チップ工場騒音被害防止請求事件	27.10.21	栃木県住民1人	木材会社	被申請人の木材チップ工場から発せられる破砕機の騒音により、申請人は精神的苦痛を受けている。また、申請人の妻及び娘は療養中であり、騒音被害により病状が悪化しないか心配である。よって、被申請人は、騒音被害対策、完全な防音壁を設置すること。	30.3.26	調停成立	調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
8	栃木県平成29年(調)第1号事件	自動車板金塗装悪臭・騒音被害防止請求事件	29.8.25	栃木県住民7人	自動車部品・用品販売店	被申請人が行う板金塗装に伴い発生する臭気は、日常生活上耐え難く、申請人の中には、身体に不調を生じている者もいる。また、塗装作業場からの騒音により、申請人の1人は、生活に支障を来している。よって、被申請人は、塗装作業の中止と作業場の早急な移転をし、移転後は現住所地で板金塗装を行わないこと。			
9	群馬県平成29年(調)第1号事件	護岸工事による騒音被害防止及び損害賠償請求事件	29.12.18	群馬県住民1人	建設会社2社	護岸工事により発生する音により、めまい、耳鳴り、頭痛、心臓に影響があり、また、一日中騒音がするため、認知症の母親の症状が悪化した。よって、被申請人らは、(1)静かに作業を行うこと。対策として、①砂利を持ってきたときに、静かに下ろすこと、②近隣住民に対して耳栓を配布し、防音幕を設置すること、③キャタビラーの音が静かな移動式クレーン車を使うこと、④作業員は静かな声で連絡を取ること、⑤移動式クレーン車の作業は、複数が同時に行わないようにすること、(2)治療費、精神的慰謝料、弁護士相談料等として、10万円を支払うこと。			
10	埼玉県平成28年(調)第5号事件	農業用井戸からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	28.12.9	埼玉県住民1人	埼玉県住民1人	申請人及び申請人の家族は、申請人の住所に隣接する農地に被申請人が設置している農業用井戸のポンプから発する騒音に長年悩まされ、耳鳴り、情緒不安定、精神不安、頭痛等の精神的被害が生じ受忍限度を超えている。よって、被申請人は、①被申請人農地に設置している農業用井戸のポンプを使用しないこと、②申請人に対し、金100万円を支払うこと。	29.6.27	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
11	埼玉県平成30年(調)第1号事件	校舎増築による騒音・振動・悪臭等のおそれ公害防止請求事件	30.2.14	埼玉県住民2人	市(代表者市長)	申請人は、被申請人が進めようとしている事業内容・計画によっては、騒音、振動、臭気等により、日常の平穏な生活が侵害されるおそれがある。よって、被申請人は、(1)申請人の通常の平穏な生活環境を保全するため、現校舎北側に増築が予定されている校舎の建物(以下「本件建物」という。)に関し、次の3点について騒音規制法、振動規制法、埼玉県環境保全条例及び市生活環境保全に関する条例等(以下「環境保全法令」という。)を厳守しなければならない。①本件建物が環境保全法令に適合していること、②本件建物の建築工事を環境保全法令に適合して進めること、③本件建物が竣工した後の運用において環境保全法令に適合するよう運用すること、			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						(2)被申請人は、環境保全法令を遵守しない限り、本件建物を建築し、かつ本件建物を運用してはならない。			
12	千葉県平成28年(調)第1号事件	産業廃棄物処理施設における運用改善等請求事件	28. 7. 20	千葉県住民29人	千葉県(代表者知事)	施設の稼働等により化学物質が発生し、周辺の住民に様々な健康被害が生じていることから被申請人A社に対し施設の改善を求めたが、十分な対策が施されておらず、また、被申請人千葉県の被申請人A社に対する指導が不十分であり、状況が改善されていない。よって、被申請人千葉県は、被申請人A社の施設内及び周辺のVOCの定性分析調査及び定量分析調査を実施の上、被申請人A社を指導すること。	29. 9. 12	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
13	千葉県平成28年(調)第1号-2事件(分離)	産業廃棄物処理施設における運用改善等請求事件	29. 6. 20	千葉県住民29人	廃棄物処理業者	施設の稼働等により化学物質が発生し、周辺の住民に様々な健康被害が生じていることから被申請人A社に対し施設の改善を求めたが、十分な対策が施されておらず、また、被申請人千葉県の被申請人A社に対する指導が不十分であり、状況が改善されていない。よって、被申請人A社は、①施設内の破碎選別棟の負圧機能を高めるための施設の改善をすること、②施設に設置された煙突からの排ガスの下降対策としての煙突の改善をすること、③施設における運用面の改善をすること。	29. 6. 20	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 なお、本件は、千葉県平成28年(調)第1号事件の手続途中において、被申請人2者のうち、本件被申請人に対する請求に係る手続を分離した。
14	千葉県平成29年(調)第1号事件	トラクタ振動等被害防止等請求事件	29. 2. 13	千葉県住民1人	千葉県住民3人	被申請人らは、申請人住所西側に隣接する畑で大型トラクタを稼働させており、その振動・騒音によって、申請人の身体及び居住家屋等に被害が生じている。よって、被申請人らは、①損害に対する金員を支払うこと、②公害に係る畑において、公害発生原因となる事業活動を停止すること。	29. 7. 18	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
15	千葉県平成29年(調)第2号事件	製氷工場からの騒音等被害防止請求事件	29. 3. 8	千葉県住民1人	千葉県住民1人	平成28年4月末の製氷工場内の電動機交換工事後に騒音、振動が著しく激しくなり、安眠ができないことを始め平穏な環境の日常生活が送れない。また、工場の稼働により昼夜を問わず発生する騒音、振動により申請人の受ける被害は、社会通念上受忍しなければならない限度をはるかに超えている。よって、被申請人は、①直ちに製氷工場からの騒音、振動の発生を停止、もしくはその数値を低減すること、②今後速やかに製氷工場内の騒音、振動の発生源である動力機械を申請人宅に影響の出ない場所へ移動すること、③②の移動が完了するまでの期間、夜間(午後7時以降、午前7時までの間)製氷工場内の騒音、振動の発生源である動力機械は稼働しないこと。	30. 1. 12	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
16	千葉県平成29年(調)第3号事件	一般廃棄物処理施設における操業停止等請求事件	29. 3. 21	自治会	市(代表者市長)	施設が稼働開始したときから現在まで、施設が存在及び稼働により多大な被害を受け、受忍してきたが、申請人及び被申請人との間で締結した確認書の期限までに操業停止が履行されない。よって、被申請人は、①一般廃棄物処理施設を直ちに操業停止すること、②停止期限までに一般廃棄物処理施設の稼働を停止できなかったことについて、具体的補償内容を示し補償すること、③一般廃棄物処理施設の撤去の開始及び跡地の利用について、直ちに協議すること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
17	千葉県 平成30年 (調)第1 号事件	隣住宅騒 音被害防 止等請求 事件	30. 3. 20	千葉県 住民2人	千葉県 住民1人	被申請人が設置した集中型換気扇及びヒートポンプから発生する騒音により精神的肉体的被害を受けている。よって、被申請人は、①集中型換気扇について、市の要綱の基準を満たすよう改良すること、②ヒートポンプを道路側に移設させること、③騒音ストレスに伴って発症し、現在加療中の「円形脱毛症」の治療費を支払うこと。			
18	東京都 平成26年 (調)第2 号事件	結婚式場 からの騒 音被害防 止請求事 件	26. 4. 2	東京都 住民1人	結婚式場 運営会社	被申請人の結婚式場から発生する騒音のため、動悸、耳鳴り、めまい、睡眠不足等の被害を受けている、また、被申請人結婚式場が開催する多くのイベントは土日に行われているが、平日23時以降でも客が騒いで眠れず、仕事に差し支える。よって、被申請人は、①防音対策を行い、騒音を低減させること、②夜間の工事は行わないこと、③夜間の照明を消すこと、④イベントが終了次第、速やかに客を帰らせること。			
19	東京都 平成27年 (調)第8 号事件	飲食店か らの騒音 被害防止 及び損害 賠償請求 事件	27. 11. 27	東京都 住民1人	飲食店	申請人は、騒音のために血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①ダクトの交換・調整をするなどして、被申請人経営の店舗からの騒音を都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、並びに、同規則所定の規制基準値以下に低減すること、②上記措置を採らない場合、上記店舗のダクトを稼働してはならないこと、③申請人に対し、平成26年4月から上記低減に至るまで生じていた騒音に対する損害賠償金として、金100万円を支払うこと。	29. 6. 13	調停打ち切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
20	東京都 平成28年 (調)第1 号事件	自動車修 理工場か らの騒音 及び粉じ ん防止請 求事件	28. 4. 14	東京都 住民2人	自動車修 理会社	申請人らは、騒音により血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①被申請人工場の土地に防音壁を設置し、工場からの騒音を低減すること、設置後のメンテナンスも行うこと、②工場の作業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の作業を行わないこと、③粉じんを工場外へ飛散させないよう対策すること、④悪臭を発生させないこと、⑤上記①から④の措置を採らない場合、工場を現在地から移転すること。	29. 4. 27	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
21	東京都 平成28年 (調)第2 号事件	保育所か らの騒音 低減請求 事件	28. 6. 3	東京都 住民1人	社会福祉 法人	保育所からの騒音により、申請人の生活に支障が生じている。よって、被申請人は、①被申請人が運営する保育園からの騒音を低減すること、②園庭での園児の運動について騒音を減らすように具体的な対策を行うこと。具体策としては、現時点で、騒音を防ぐ透明な壁（光透過板）等の設置を希望するが、この方策では被申請人宅の風通しを悪化させる可能性が高いため、検討中である。			
22	東京都 平成28年 (調)第3 号事件	幼稚園か らの煙害 防止請求 事件	28. 12. 12	東京都 住民1人	私立幼稚 園	煙により、申請人家族のぜん息発作が誘発され、健康被害を受けている。よって、被申請人は、ガスカセットコンロを使用したり、近隣のバーベキュー場を利用したりするなどして、被申請人経営の幼稚園の園庭から、野外焼却行為による煙の排出をしないこと。	30. 2. 1	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
23	東京都 平成30年 (調)第1 号事件	マンショ ン給水設 備からの	30. 3. 15	東京都 住民1人	不動産会 社	申請人は、被申請人所有マンションの給水設備からの騒音により、頭痛、睡眠不足等の日常生活への支障及び健康被害を受けて			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	号事件	騒音低減及び損害賠償請求事件				いる。よって、被申請人は、①被申請人所有のマンション給水設備からの騒音に対し、効果のある対策を実行し、騒音を低減すること、②被申請人所有のマンション管理委託業者からの要求により、申請人が実施した騒音測定に係る費用を支払うこと、③申請人の通院治療費を支払うこと、④申請人が通院開始した平成29年1月から、給水設備の騒音低減が確認できるまで、1日当たり5,000円の慰謝料を支払うこと。			
24	神奈川県平成29年(調)第1号事件	開発工事による振動被害家屋の修繕等請求事件	29. 2. 1	神奈川県住民3人	住宅販売会社	被申請人が実施した家屋建設のための工事により、申請人らの家屋が揺れ、家屋外壁、風呂場のタイルや天井にひび割れが生じた。よって、被申請人は、①申請人らの家屋に対して専門家による家屋診断を実施し、被申請人が行う工事前にはなかった申請人家屋の損害箇所を明らかにするとともに、その損害箇所を修繕すること、②①に係る一切の費用を負担すること。	30. 2. 15	調停打ち切り	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
25	神奈川県平成29年(調)第2号事件	コンビニエンスストアからの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	29. 5. 8	神奈川県住民3人	コンビニエンスストア コンビニエンスストア店舗 オーナー 不動産会社	申請人らは、コンビニエンスストアの室外機の稼働音、駐車場内における来店者の自動車音や荷物・廃棄物の搬入搬出音等の騒音等により、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人A社及びB社は、連帯して、申請人に対し、損害賠償として金300万円を支払うこと。被申請人A社及びCは、①40dBを超える音量の騒音を申請人の敷地に侵入させないこと、②駐車場を利用する車両の排気ガスから発生する異臭並びに駐車場利用者及び来店者の喫煙によるたばこ煙を申請人の敷地に進入させないこと、③申請人ら宅に店舗及び来店の自動車の照明を進入させないこと。			
26	神奈川県平成29年(調)第3号事件	貸おしぼり工場からの騒音・振動等被害防止等及び損害賠償請求事件	29. 6. 15	神奈川県住民1人	貸おしぼり会社	申請人とその家族は被申請人工場からの騒音、振動、悪臭等により、家への物理的影響、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①騒音規制値を守ること、②騒音に関する損害賠償を支払うこと、③振動を起こす機械(洗濯機、コンベア一等)を新しくすること。それが出来なければ、精神的慰謝料を支払うこと、④道路にリネン類等の物を置かないこと。屋外の貯水タンク等から公共の場である道路への漏水を止めること。近隣環境に配慮し近隣に不快な思いをさせないように保つこと、⑤被申請人の出入り業者の活動によって起きる騒音、振動、悪臭、その他について被申請人の責任で対処すること、⑥被申請人とその出入り業者は、車両の移動は8時以降から22時までとし、荷卸し等の作業は8時以降から21時までに行うこと。ただし、左記時間帯でも騒音規制値を守ること、⑦荷卸し等の作業において、カートを今までどおり使用しないこと。出入り業者にも、昼間でも騒音規制値があることを説明し協力してもらうこと、⑧被申請人の責任ある立場の者が、新人や作業員全員に、定期的に、近隣住民との関係や条例の規制値について、研修等の社員教育を徹底すること、⑨工場が稼働している間は、電話で連絡が取れるようにすること(原則留守電不可)。折り返し電話が欲しい旨の留守電がある場合は、直ちに連絡をし、遅くとも必ずその日のうちに連絡をすること、⑩行政機関に対しても、申請人に対しても、誠			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						<p>実に対応し虚偽の報告をしないこと、⑪被申請人の開口部（窓、扉、シャッター等）について、1階及び2階の東側と北側の全ての窓、2階の作業場の西側の窓を閉めること、⑫常時作業状況に細心の注意を払い、騒音、振動、悪臭等、近隣に迷惑となる事象を発生させる可能性がある場合、未然に対処すること。万が一発生した場合には、被申請人は、申請人が被申請人に連絡する前に直ちに対処し、申請人に連絡すること、⑬万が一騒音・振動を起こしたら、その機械を直ちに止めて直すまで使用しないこと。申請人が騒音・振動に気付いて被申請人に報告したら、被申請人はその機械を直ちに止めて直すまで使用しないこと、⑭悪臭の発生を抑えること、⑮申請人が被申請人の機械等の状況について説明を求めたら、「何の機械が原因なのか」、「いつまでに直すのか」等の状況を伝えること。このとき、申請人は被申請人から事業所で直接、機械等の説明を受けることができるものとする、⑯屋外作業に伴う公害の防止や機械全体について不具合等を未然に防ぐための対策を記載した「管理マニュアル」を作成し、そのコピーを申請人に配布し、記載された事項を厳守すること。それでも不具合が起きた場合、管理マニュアルを更に厳しく改善し、そのコピーを申請人に配布し、記載された事項を遵守すること。また、維持・管理費を計上し、不具合が起きないように定期的なチェックや定期的な部品交換も含めたメンテナンスノートを作成し、メンテナンス内容を記載、保存し、申請人が要求した場合には開示すること。</p>			
27	神奈川県 平成30年 (調)第1 号事件	家庭用ヒートポンプ給湯機等からの低周波音被害防止請求事件	30. 3. 15	神奈川県 住民2人	神奈川県 住民1人 住宅販売 会社	<p>申請人らは、低周波音のために頭痛、動悸、吐き気不眠等の被害を受けている。よって、被申請人Aは、①家庭用ヒートポンプ給湯機のヒートポンプ及びタンクを申請人宅側から反対側に移設又は電気温水器に交換すること、②24時間換気の室外機を申請人宅側から反対側に移設すること。被申請人B社は、③家庭用ヒートポンプ給湯機のヒートポンプ及びタンクの申請人宅側から反対側への移設又は電気温水器への交換に係る費用を負担すること、④24時間換気の室外機の申請人宅側から反対側への移設に係る費用を負担すること。</p>			
28	神奈川県 平成30年 (調)第2 号事件	事業活動に伴い発生する粉塵等及び大型車両通行に伴う騒音・振動等被害防止請求事件	30. 3. 16	神奈川県 住民1人	砂利等生 産販売会 社	<p>被申請人会社は、砂利、砂その他骨材の生産及び販売等の事業を営んでおり、申請人が経営する食堂は、事業により発生する粉塵や、東側を通行する大型車両による騒音・振動に悩まされている。よって被申請人は、①粉塵等の公害防止措置を講ずること、②大型車両の東側通行に伴う騒音・振動等につき、通行時間の制限を含む公害防止措置を講ずること。</p>			
29	富山県 平成29年 (調)第1 号事件	店舗からの騒音・低周波音被害損害賠償請求事件	29. 1. 10	富山県 住民1人	酒・釣 り具店	<p>被申請人店舗からの業務用冷蔵庫、1階の空調室外機及び屋上の空調室外機からの騒音・低周波音、被申請人及びその家族、来客、業者が車・トラックのドアを閉める音、深夜・早朝の来客の車のエンジン音及び話し声、来客の改造車のマフラー音による騒音により、身体・精神的苦痛を受けており、生活が困難になった。よって、被申</p>	29. 9. 7	調停打切り	<p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終</p>

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						請人は、申請人の居住地の土地・建物を買取り、その買取り費用、引越費用、諸経費として申請人に合計1000万円を支払うこと。			結した。
30	富山県平成30年(調)第1号事件	食品工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 2. 16	富山県住民1人	食品製造会社	申請人は、昼、夜間の工場の騒音・振動により睡眠を妨げられ、日中の活動に影響が出ており、また、睡眠不足により体調不良である。よって、被申請人は、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。			
31	山梨県平成30年(調)第1号事件	食品工場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	30. 3. 12	山梨県住民1人	食品製造会社	被申請人が経営する食品工場において発生する騒音・振動により、睡眠に支障が出ており、これまでに直接申立てをしたり、行政に相談したりしてきたが改善されない。よって、被申請人は、A工場内の設備において、①騒音・振動の削減及び夜間の操業調整をすること、②申請人が自ら防音対策をした場合等の経費840万円を支払うこと。			
32	長野県平成28年(調)第2号事件	酒類販売店における瓶破碎騒音防止請求事件	28. 9. 15	長野県住民1人	酒類販売店	申請人は、日曜祝日を除く日中、1日当たり約10回、1回当たり約15分程度、被申請人が瓶を割ることで生じる騒音により被害を受けている。よって、被申請人は、①瓶を割る行為を一切やめること、②申請人に対して慰謝料として100万円を支払うこと。	29. 6. 6	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、当事者双方が調停案を受諾し、本件は終結した。
33	長野県平成29年(調)第1号事件	ネオニコチノイド系殺虫剤の空中散布中止請求事件	29. 8. 24	長野県住民49人	長野県(代表者知事)	被申請人は、防除実施基準に基づき、各市町村を指導して、松枯れ対策としてのネオニコチノイド系殺虫剤の空中散布(有人・無人ヘリによる)を実施させているが、ネオニコチノイド系殺虫剤の空中散布は、県民の生命・身体に対する被害が生じるおそれがある。よって、被申請人は、松枯れ対策としてネオニコチノイド系殺虫剤の空中散布を実施している市町村に対して、その空中散布を中止させるための適切な措置を講じること。	30. 1. 31	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
34	長野県平成29年(調)第2号事件	稲乾燥機騒音粉じん防止請求事件	29. 12. 21	長野県住民1人	長野県住民1人	被申請人は、平成14年から長期間にわたり、業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を9月から11月中旬までの昼夜に行い、当該機械から発生する騒音と粉じんにより、申請人は健康や生活環境上の被害を受けている。よって、被申請人は、(1)申請人に対して家の騒音対策に係る損害賠償として194万8296円を支払うこと、(2)申請人に対して長年の精神的、体調不良、ある種の恐怖への慰謝料として200万円を支払うこと、(3)以下①から③のいずれかの措置を講ずること。なお、講じる措置の優先度は番号の順とする。①業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を中止すること、②業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を行う作業場を移転すること、③堅牢な防音及び防塵のための装置を設置すること、(4)調停成立後は、被申請人は申請人が選出した弁護士に管理権限を委任して、被申請人が講ずべき措置について、被申請人の代理人である弁護士に管理させること。これら管理に係る費用は被申請人が負担すること、(5)稲の乾燥作業場の所有者や責任者が代わる場合には、被申請人は調停内容の責任を確実に引き継ぐこと。			
35	長野県平成30年(調)第1号事件	ネオニコチノイド系殺虫剤	30. 1. 12	長野県住民183人	長野県(代表者知事)	長野県平成29年(調)第1号事件と同じ。	30. 1. 31	調停打ち切り	長野県平成29年(調)第1号事件と同じ。



No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
	号事件 (参加)	の空中散布中止請求事件							
36	長野県 平成30年 (調)第2 号事件	グラウンド騒音防止請求事件	30. 2. 20	長野県 住民 2 人	市(代表者市長) 一般社団法人 2 社	Aグラウンドで発生する、アメリカンフットボールの練習に伴う騒音及び草刈り作業による騒音は、生活環境保全上の受忍の範囲を超えている。よって、被申請人は、Aグラウンドの事業運営に伴う騒音を55dB以下にすること、かつ、アメリカンフットボールの練習に利用することは止め、騒音の低い他のスポーツなどに変更すること。			
37	岐阜県 平成28年 (調)第1 号事件	大規模温室からの騒音被害防止請求事件	28. 12. 13	岐阜県 住民 1 人	農業関連 団体	機器運転中の騒音、機器の運転と停止が繰り返されることによる騒音発生と静寂の繰り返し、機器起動時の騒音変化などが、生活の支障となっており、長期間(概ね6か月)の連続運転による苦痛を感じている。よって、被申請人は、①11月中旬から5月初旬までの温水発生器及び温水循環器の騒音対策を行うこと、②①以外の期間の換気扇運転時の騒音の低減及び遮蔽をすること。	29. 10. 24	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、当事者双方が調停案を受諾し、本件は終了した。
38	静岡県 平成28年 (調)第2 号事件	道路からの騒音・振動・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	28. 8. 10	静岡県 住民 1 人	市(代表者市長)	申請人は、自宅前の道路からの振動により、家の修繕費用が発生したこと及び道路騒音、道路振動、道路からの悪臭により苦痛を受けている。よって、被申請人は、①申請人に対して、損害賠償として金1435万円を支払うこと、②申請人宅前の道路から、騒音・振動及び悪臭が発生しないように十分な対策を採ること。	29. 12. 15	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終了した。
39	静岡県 平成28年 (調)第3 号事件	工場からの騒音被害防止請求事件	28. 9. 21	静岡県 住民 1 人	工作所	工場内の騒音により、家の2部屋が使用できず、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①工場での作業音がうるさいため、扉、通用口、窓を閉めること、②騒音が軽減されるよう、申請人宅に二重サッシの設置若しくは、集じん機の周りに防音壁を設置すること。	29. 9. 28	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、当事者双方が調停案を受諾し、本件は終了した。
40	静岡県 平成28年 (調)第5 号事件	小型船舶販売会社等からの騒音被害防止請求事件	28. 12. 5	静岡県 住民 1 人	総合防災 設備・小 型船舶販 売会社 ジェット スキー販 売会社	騒音が、不規則不定期に唐突に生じ、そのため、いつ騒音が発生するか、どのくらい続くのかについて申請人及びその家族は、予測不可能である。そのような状態に常に面しており、騒音自体による苦痛のみならず、いつ発生するか分からない不安感やストレスにさらされ、精神的苦痛も受けている。よって、被申請人は、①モーターボートないしジェットスキーの修理、動作確認等でエンジンを稼働させないこと、②車両等からの積み下ろし作業音、複数人での会話等、騒音とならないよう配慮すること、③隣地境界沿いに設置してある塀を撤去すること。	29. 6. 30	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終了した。
41	静岡県 平成28年 (調)第6 号事件	揚水ポンプからの騒音被害防止請求事件	28. 12. 26	静岡県 住民 1 人	ホテル経 営会社	地下水をくみ上げる揚水ポンプのうなり音により、深夜苦痛を受け、悩まされている。静かな生活、快適な安眠、春、秋などに窓を開けて寝られる環境を求めている。よって、被申請人は、揚水ポンプを海側へ移動又は午後10時から午前5時までの間、地下水を水道水に切り替えること。	30. 3. 9	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、当事者双方が調停案を受諾し、本件は終了した。
42	静岡県 平成29年 (調)第1 号事件	家庭用ヒートポンプ給湯機からの騒音・振動被害防止	29. 6. 22	静岡県 住民 1 人	静岡県 住民 1 人	被申請人は家庭用ヒートポンプ給湯機を設置しており、申請人はそこから発生する騒音・振動を自宅全体で強く感じ、苦痛を受けており、また、申請人は眠れないため、病院で睡眠薬を処方してもらい、服用している。よって、被申請人は、設置している			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		請求事件				家庭用ヒートポンプ給湯機（ファンがついている湯をためるタンク、その他一式）からの騒音・振動をなくすよう対策を講じること。			
43	静岡県 平成29年 (調)第2 号事件	冷却塔からの騒音被害防止請求事件	29. 8. 23	静岡県 住民1人	金属加工会社	被申請人は、製造業を営む会社であり、所有する工場に冷却塔を設置しており、申請人は、そこから発生する騒音を自宅で感じ、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、騒音の原因となっている冷却塔について、騒音防止対策を講じること。			
44	愛知県 平成28年 (調)第1 号事件	工場からの騒音・粉じん被害防止請求事件	28. 8. 8	愛知県 住民3人	鬼瓦製造販売会社	被申請人の工場から発生する騒音・粉じんにより、日中、コンプレッサーのブーンという音や金属音、フォークリフト音が気になり、読書に集中できない、昼寝ができない、次女は頻繁に頭痛や頭の重みを感じており、また3人とも騒音によるストレスに悩まされ、神経過敏、集中力がなくなるなどの症状に悩まされている、騒音を避けるため、一年中24時間窓を全て閉め切って過ごしており、また、換気口に防音素材を詰めるなど防音対策を講じており、次女の部屋のサッシを二重窓にし、40万円の費用を要した、外に洗濯物や布団が干せない、窓ガラスや車がすぐに粉じんできれいになるといった被害を受けている。よって、被申請人は、防音壁を設置する、粉じんを減少させる対策を採る等、騒音・粉じんを可能な限り低減する対策を講じること。	29. 8. 8	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、当事者双方が調停案を受諾し、本件は終結した。
45	愛知県 平成30年 (調)第1 号事件	大型空調室外機からの騒音被害防止請求事件	30. 2. 28	愛知県 住民2人	特定非営利活動法人	被申請人が建設したビルの敷地内で申請人居宅の敷地と隣接する箇所に設置した大型空調室外機から発生する騒音は、申請人らの受忍限度を超える程度のものであり、申請人らの平穏に生活をする権利を侵害するものである。よって、被申請人は、申請人らの居宅敷地と隣接するビルの敷地内に設置してある大型空調室外機の使用を停止すること。			
46	三重県 平成29年 (調)第2 号事件	金属加工場からの騒音・振動被害防止請求事件	29. 2. 21	三重県 住民1人	金属加工会社	被申請人が金属加工業を始めたことで、その操業騒音と振動に悩まされ、我慢することによる精神的ストレスが続いている。よって、被申請人は、①移転すること、それが不可能な場合、騒音・振動の改善を徹底すること、②一時的な対処ではなく、日々改善に取り組むこと、③申請人が騒音・振動に対して不快を感じることなく日常生活が送れるレベルにすること。	29. 8. 23	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、当事者双方が調停案を受諾し、本件は終結した。
47	滋賀県 平成29年 (調)第1 号事件	近隣宅からのピアノ音による騒音被害防止請求事件	29. 1. 12	滋賀県 住民1人	滋賀県 住民1人	申請人の妻は以前からぜん息等の持病があり、被申請人宅でのピアノの使用に伴い病状は悪化傾向にあるとともに、新たに他の病気も発症した。よって、被申請人は、①ピアノの使用に当たっては防音対策等を実施し、申請人及びその家族の日常生活に支障を来すことのないようにすること、②ピアノの使用に当たっては、①の防音対策がされない状況では、使用時間は13時から19時までの時間帯内で2時間未満とし、かつ、使用時間を一定とすること、③申請人及びその家族の体調が優れないとして連絡のあった日は、ピアノを使用しないこと。	29. 4. 18	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
48	滋賀県 平成29年 (調)第3 号事件	産業廃棄物の投棄による水質汚濁等のおそれ	29. 4. 4	宗教法人 農業法人	滋賀県 (代表者) 産業廃棄物処理業	被申請人A社らによる産業廃棄物投棄により岩石採取場において有害な汚染物質が発生する可能性が高く、その場合、岩石採取場内の水路の下流域で農業を営む申請人B社に被害が生じ、また、そこで収穫された	29. 9. 21	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
		公害対策等請求事件			者2社 滋賀県 住民1人	農作物を食する申請人C法人の信者及び職員らの健康に被害が生じるおそれがあり、また、岩石採取場内の小川の下流域で農業を営む参加人D及びEは農業を継続することができなくなってしまう。よって、被申請人A社らは、①岩石採取場跡地、周辺土地及び水路等に集積された廃棄物又は廃棄物であると疑われる物を収去し、周辺に被害が及ぶことがないよう必要な措置を講じること、②跡地整備の計画を申請人らに開示し、申請人らと協議の上同意を得ること、③申請人が求めるときは、収去及び跡地整備の進捗状況を報告し、申請人が立入検査を行うことを認めること、④本件土地において、廃棄物等の保管、中間処理及び最終処分、並びに同土地への又は同土地からの廃棄物等の運搬を行ってはならない、⑤廃棄物等の運搬のために林道の一部を通行してはならない。被申請人滋賀県は、①被申請人A社らに対し、これらを収去させる等、必要な措置を講じること、②被申請人A社らの事務所等に立入り、必要な調査、検査及び監視・監督を行うこと、③被申請人A社らに対し、本件土地において、廃棄物等の保管、中間処理及び最終処分、並びに同土地への又は同土地からの廃棄物等の運搬を行わせないようにすること、④本件土地における産業廃棄物処理施設設置の許可をしてはならないこと、⑤廃棄物等の運搬のために林道の一部を通行させないようにすること。			みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
49	滋賀県平成29年(調)第4号事件(参加)	産業廃棄物の投棄による水質汚濁等のおそれ公害対策等請求事件	29. 5. 17	滋賀県住民1人	滋賀県(代表者知事) 産業廃棄物処理業者2社 滋賀県住民1人	滋賀県平成29年(調)第3号事件と同じ。	29. 9. 21	調停打ち切り	滋賀県平成29年(調)第3号事件と同じ。
50	滋賀県平成29年(調)第5号事件(参加)	産業廃棄物の投棄による水質汚濁等のおそれ公害対策等請求事件	29. 6. 7	滋賀県住民1人	滋賀県(代表者知事) 産業廃棄物処理業者2社 滋賀県住民1人	滋賀県平成29年(調)第3号事件と同じ。	29. 9. 21	調停打ち切り	滋賀県平成29年(調)第3号事件と同じ。
51	京都府平成29年(調)第1号事件	マンションの機械式駐車場等からの騒音被害防止請求事件	29. 4. 20	京都府住民1人	マンション管理会社 マンション管理組合	平成25年に申請人自宅の東側に建設された、被申請人のマンションの機械式駐車場及びバイク駐輪場からの騒音により、申請人の睡眠が妨げられている。よって、被申請人は、機械式駐車場とバイク駐車場の場所を変更し、極力騒音を出さないよう心掛けること。			
52	大阪府平成6年(調)第5号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6. 12. 22	大阪府住民79人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			
53	大阪府平成28年(調)第1号事件	製麺所からの騒音等被害防止請求事件	28. 1. 18	大阪府住民1人	食品製造会社	申請人は平成27年3月から被申請人製麺所に隣接する住所に居住している。申請人は製麺所から発生する騒音・低周波音等により体調を崩す等の被害を受けたため、被申請人及び市に苦情を申し入れたが、改善さ	29. 6. 19	調停成立	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						れない。よって、被申請人は、①騒音について規制基準値内にとどまるように騒音源の機械等の移設や防音壁設置等の対策を講じること、②低周波音を参照値内にするよう措置を講じること、③申請人宅に面している排気ダクトを移設するよう措置を講じること、④上記の措置を採らない場合は1年の猶予期間後工場を移転すること。それが不可能な場合は申請人宅を買い取る措置を講じること。			した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
54	大阪府平成28年(調)第4号事件	精密加工工場からの粉じん・悪臭被害防止請求事件	28. 9. 21	大阪府住民1人	市(代表者市長)精密機器製造販売会社	被申請人A社は、煙突から排煙を続けており、煙突の撤去、工場の窓の施錠及び機械の入替えを依頼したが、改善されない。被申請人B市については、被申請人A社に対して指導を十分に行わず、申請人に対する対応が十分でなかった。よって、被申請人A社は、①排気する悪臭ばい煙などの被害を及ぼさないようにすること、②申請人宅に向けられた換気口の移設及び工場の換気を申請人宅側で行うのを中止すること、③操業時間を午前9時から午後5時までとすること、④備品の弁償、住めない場合はその補償をすること。被申請人B市は、市民の苦情に対して、誠意ある対応をすること。	29. 6. 8	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
55	大阪府平成29年(調)第1号事件	鉄骨建材加工工場からの騒音・振動被害防止請求事件	29. 2. 9	鉄骨建材加工会社	大阪府住民1人	申請人は、被申請人からの苦情を受け、防音壁を設置するなど防音対策を講じてきたが、被申請人からの苦情が止まなかった。申請人は、今後も近隣被害を生じさせない努力を続けるが、これ以上感情的対立に至らせないことが騒音紛争の解決に必要と考える。よって、被申請人は、申請人に対する苦情(騒音振動被害)につき、申請人の発する騒音振動の実情を把握するとともに、相互理解を深めた上、共生の理念に基づく円満解決を図ること。			
56	大阪府平成29年(調)第2号事件	立体駐車場からの騒音・振動のおそれ公害防止請求事件	29. 2. 24	大阪府住民37人	不動産会社 設計会社	申請人らは、本件マンション建設予定地周辺に居住しており、本件マンション工事中に発生する騒音・振動、隣地境界線に近接して設置される機械式駐車場が発生する騒音・振動により、精神的苦痛を受け通常の生活に影響するおそれがある。よって、被申請人Aは、機械式駐車場の操業に当たり、全日特に午後10時から翌午前6時までの操作時警報音の軽減措置を採らなければならない。被申請人らは、①機械式駐車場の騒音について規制基準内にとどまる駐車場設置場所の見直しや、より低騒音の機種を選定等の対策を講じなければならない、②機械式駐車場の振動についてこれを軽減する措置を採らなければならない、③機械式駐車場へ駐車する際の排気ガスについて、隣地に被害が及ばないよう設置位置を見直すか、隣地に直接排気ガスが流入しないように対策を講じなければならない、④騒音のみならず、機械式駐車場が北側隣地に与える圧迫感や日照の侵害は甚大であるため、機械式駐車場の設置位置や地上部の段数を見直さなければならない。被申請人らは、上記措置を採らない場合は、平面駐車場に計画を変更すること。被申請人Aは、①マンション建設工事中に発生する騒音・振動について規制基準内にとどまるよう対策を講じなければならない、②工事に先立ち住民と工事協定を結び、これを遵守	29. 8. 1 29. 8. 9	一部調停申請取下げ 一部調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を申請人27人と被申請人らが受諾し、本件は終結した。 なお、申請人10人については、都合により、調停申請を取り下げた。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						しなければならない、③本件調停中はマンションの建設工事を行ってはならない、④マンション建設工事中であっても上記措置を採らない場合は、工事を中断せねばならない。			
57	大阪府平成30年(調)第1号事件	解体工事に伴う騒音・振動等被害防止等請求事件	30. 1. 10	大阪府住民1人	不動産会社 建設会社	被申請人らは、平成29年8月から申請人自宅北側の解体工事を行い、申請人及びその家族が工事による騒音・振動等により不眠等の被害を受けており、被申請人らに対策を求めたが改善されない。よって、被申請人らは、①解体作業で飛散した粉じんによりほこりまみれになった家屋の回復をすること、②事前説明と異なる騒音・振動により亀裂等の被害を受けた家屋の補修、申請人の子の学習場所が確保できないこと及び家族が精神的に受けているストレスへの対処と補償をすること。			
58	大阪府平成30年(調)第2号事件	解体工事に伴う振動被害補償請求事件	30. 1. 19	大阪府住民1人	建設会社	被申請人は、平成29年12月19日から12月26日までの間、申請人住居付近のコンビニエンスストア跡地の解体工事を行い、その工事により申請人住居1階部分のコンクリートの亀裂及びブロックの塀破損が生じた。よって、被申請人は、解体工事に伴う振動で生じた、申請人住居1階部分のコンクリートの亀裂及びブロックの塀破損の補修工事をする。			
59	兵庫県平成28年(調)第2号事件	排気口悪臭防止対策請求事件	28. 9. 5	兵庫県住民1人	兵庫県住民2人	被申請人宅の排気口より発生する悪臭により、精神的苦痛、身体への影響が生じている。よって、被申請人らは、被申請人ら自宅建物の西側壁面にある排気口に、申請人の費用負担において、排気筒等の補助器具を設置することによって、排気場所を屋根以上の高い位置に変更することにより、申請人宅に直接悪臭を伴う排気が流れ込むことがないよう防止措置を講じること。	29. 7. 6	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
60	兵庫県平成28年(調)第3号事件	兵庫県立高等学校野球部騒音防止対策等請求事件	28. 9. 15	兵庫県住民1人	兵庫県(代表者 知事)	県立A高等学校野球部から発生される騒音により、長年において精神的苦痛を受けている。よって、県立A高等学校は、①野球部の練習に使われるバッティングケージを現在あるグラウンド東部から北西部へ移転すること、②バッティングケージ以外で行われるバッティング練習もグラウンド北西部で行うようにすること、③それ以外によって生じる騒音も騒音規制基準値内に抑えるよう尽力すること、また、低周波音を発生させる機器を極力持ち込まず、設置しないこと、④野球の硬式球が申請人の住所地に飛び込まないよう防護ネットを高くすること、⑤校長は責任をもって部下及び生徒に接し、管理すること。	29. 7. 3	調停打ち切り	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
61	兵庫県平成29年(調)第1号事件	火力発電所増設公害防止対策等請求事件	29. 12. 14	兵庫県住民255人	鉄鋼製造会社 電力卸供給会社 電力会社	新設発電所の操業により、大気汚染、水質汚濁等により健康被害等を受けるおそれがある。よって、被申請人A社は、①新設発電所を設置してはならない、②新設発電所に係る環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を、少なくとも、同法に基づく準備書手続からやり直すこと。被申請人A社及びB社は、①既設発電所からの大気汚染物質の排出、温排水の排出、取水口における塩素系薬剤の利用に伴う環境負荷を、直ちに最大限低減させること、②既設発電所からの排水の温度や温排水の拡散状況に関するデータを開示すること。被申請人C社は、①新設発電所で発電される電力を購入することを内容とするA社との間の電力受			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						給契約を解除すること、②本件発電所からD変電所に送電される電気のための新設高圧送電線を建設してはならない、③既設発電所からD変電所に送電される電気のための既設の高圧送電線について、その周辺居住者・通行者への電磁波の影響を低減するための対策をとること。			
62	兵庫県平成30年(調)第1号事件(参加)	火力発電所増設公害防止対策等請求事件	30. 2. 16	兵庫県住民221人	鉄鋼製造会社 電力卸供給会社 電力会社	兵庫県平成29年(調)第1号事件と同じ。			
63	兵庫県平成30年(調)第2号事件(参加)	火力発電所増設公害防止対策等請求事件	30. 3. 22	兵庫県住民5人	鉄鋼製造会社 電力卸供給会社 電力会社	兵庫県平成29年(調)第1号事件と同じ。			
64	奈良県平成20年(リ)第1号事件	平成11年(調)第1号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件	20. 9. 3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業者	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
65	奈良県平成28年(調)第1号事件	薪風呂及び薪ストーブからの排煙による悪臭被害防止等請求事件	28. 2. 19	奈良県住民1人	宗教法人	申請人は昭和44年10月から現住所に居住しており、被申請人は昭和46年頃に申請人宅の北側に薪風呂を作り、平成26年頃に薪ストーブを設置した。薪風呂と薪ストーブ、野焼きからの排煙により自宅の洗濯物に塩化ビニールを焦がしたような悪臭が付着して困っており、また、申請人は被申請人が発生させた煙により、抑鬱神経症になり、不眠、咳、頭痛等がでて、体調を崩し、治療のために病院で睡眠導入剤、精神安定剤等を処方された。よって、被申請人は申請人に対し、①損害賠償として金100万円を支払うこと、②薪ストーブを撤去して灯油ストーブを設置すること、③薪風呂を撤去してLPガス使用の風呂を設置すること、④野焼きをやめること。	29. 7. 5	調停打ち切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
66	奈良県平成29年(調)第1号事件	土砂搬入による土壌汚染被害防止請求事件	29. 4. 11	奈良県住民1人	奈良県住民1人	被申請人は、隣接土地において廃棄物混じりの土砂の積み上げを続けた後、平成26年2月頃、本件土地と隣接土地の境界部分に存する水路に通水管を埋設し、境界を越境して本件土地にも廃棄物混じりの土砂を積み上げるようになった。本件土地(及び隣接土地)は元来農地である。そこへ廃棄物混じりの土砂を積み上げられることによつて、およそ耕作することが不可能となっている。よって、被申請人は、同人が申請人農地に搬入した廃棄物が混入した土砂を撤去すること。	30. 1. 16	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
67	奈良県平成29年(調)第2号事件	食肉加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件	29. 11. 15	奈良県住民1人	食品加工会社	申請人は、被申請人が食肉加工等の作業をするに当たって発生させる騒音や肉を揚げるような悪臭により健康被害を受けている。よって、被申請人は、即時移転すること。			
68	岡山県平成29年(調)第1号事件	事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求	29. 2. 28	岡山県住民1人	断熱材取付・解体業者	被申請人会社は、断熱材の取付、解体工事を業としており、平成28年3月頃から事業所の建設を開始し、同年9月頃から事業所を稼働しているが、建設開始以来、各種の騒音や大気汚染(トラックの排気ガス)に	29. 12. 22	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
		事件				悩まされ続けている。よって、被申請人は、①申請人に対し、被申請人会社事務所における操業によって、申請人住所地所在の申請人宅との敷地境界において、午前6時から午後10時までは60dB以上、午後10時から午前6時までは50dB以上の音量を侵入させないこと、②前記事業所において、申請人宅との敷地境界から10m以内で車両の暖機運転を行わないこと、③前記事業所における、申請人宅との敷地境界部分において、別紙設備目録記載の設備（防音フェンス及びカーポート）、又は、これと同等の大きさ、機能を有する設備を設置すること、④被申請人は申請人に対し、金30万円を支払うこと。			した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
69	広島県平成27年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音被害防止等請求事件	27. 4. 17	広島県住民2人	金属加工会社	申請人は、被申請人工場からの異常な作業騒音により、体調不良（頭痛、高血圧、視力低下、ノイローゼ等）となったため、被申請人に対し、再三にわたり騒音を下げよう依頼したが、被申請人に規制基準を遵守する意思及び誠意はなく、市役所の指導だけでは、本気の改善がされない。よって、被申請人は、①工場から発生する騒音を、法令で定める規制基準値以内に抑えること、②7年以上迷惑をかけてきたことに対して謝罪すること、③慰謝料として金500万円を支払うこと。	30. 3. 20	調停成立	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた後、受諾勧告を行った結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
70	広島県平成28年(調)第1号事件	自動車解体工場からの騒音・振動被害防止請求事件	28. 10. 17	広島県住民1人	自動車解体業者	被申請人は、自動車解体工場を営んでおり、そこから発生する騒音・振動の被害を受けている。よって、被申請人は、申請人に対し、騒音及び振動の被害を発生させないように、被申請人の作業内容を改善すること。	29. 10. 27	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
71	広島県平成29年(調)第1号事件	自動車部品製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	29. 9. 5	広島県住民5人	自動車部品製造会社	被申請人は、自動車部品製造工場を営んでおり、申請人はそこから発生する騒音により肉体的、精神的苦痛等の被害を受けている。よって、被申請人は、①第一種住居地域での良好な生活環境を保障するために、騒音レベルを精神的な苦痛を与えない範囲にとどめること、②土曜・日曜・祝日は休業とし、操業は平日の午前8時30分から午後5時までとすること、③慰謝料として、1人当たり50万円を支払うこと。			
72	香川県平成29年(調)第1号事件	土地開発に伴う災害防止対策の実施等請求事件	29. 6. 21	香川県住民1人	不動産会社2社	被申請人らは、申請人に無断で土地開発許可を得て、土地開発事業を行い、申請人の土地を不法に侵奪して損害を与え、さらに、隣接している申請人の土地に、将来発生するであろう土地崩落により、地盤沈下、水質汚濁、土壌汚染等による損害を及ぼすおそれがある。よって、被申請人らは、①土地開発事業として申請人に無断で掘削ないし盛土をして侵奪している土地を原状に回復すること、②隣接する申請人の土地に対し、大雨、長雨、地震等により土地が崩落し、地盤が沈下し、もしくは崩落による土砂が申請人所有地に流入しないよう、境界線上に擁壁等の専門的知見に基づく災害防止に必要な対策を採ること、③大雨時には沈砂池の容量不足のため雨水が大量にあふれ出し、斜面の土砂とともに泥流となって農業用水路に流入して水質を汚濁し、さらには申請人所有の田に泥流が流入	29. 7. 11	調停申請却下	調停委員会は、本申請は、「公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争」が生じた場合には当たらないことから、公害紛争処理法第26条第1項に基づく調停申請として不適法なものであり、かつ、その欠陥は補正することができないものと認められるため、本件申

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						して田の土壌を汚染することのないような防災施設を作ること。			請を却下することとし、本件は終結した。
73	香川県 平成30年 (調)第1 号事件	タクシー 事業所から の騒音 被害防止 及び損害 賠償請求 事件	30. 2. 19	香川県 住民2人	タクシー 会社	被申請人は、タクシー業を営む株式会社で、24時間稼働しており、夜間において、話し声、クラクション、洗車、マット清掃の機械、車内の掃除、自動販売機使用、エンジン音に係る騒音を発生させており、申請人は、被申請人が発生させた騒音により、不眠症を発症し、心療内科に通院している。また、発病により仕事に支障を来し、肉体的、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①申請人に対し、損害賠償として金100万円を支払うこと、②申請人宅に二重窓を設置すること、③事業所内の屋根のない駐車スペースを車庫にすること、④事業所内のコンクリート地面を音の出にくい仕様にする。			
74	愛媛県 平成30年 (調)第1 号事件	風力発電 施設から の騒音 被害防止 請求事件	30. 2. 20	愛媛県 住民40人	風力発電 会社	申請人らの住居は、元々静かな地域であったが、本件発電施設が稼働するようになってから、騒音のため睡眠が妨げられるようになり、頭痛、めまい、ふらつき、記憶力や集中力の低下等の健康被害が生じており、今後、夜間の稼働が継続されれば、より重度の障害を発症する可能性が高い。よって、被申請人は、被申請人が稼働している風力発電施設について、毎日午後7時から翌日の午前7時までの間、稼働してはならない。			
75	福岡県 平成29年 (調)第1 号事件	工場から の騒音 被害防止 及び損害 賠償請求 事件	29. 12. 21	福岡県 住民1人	金属鍛造 会社	被申請人工場では金属鍛造業のために、プレス機、ハンマー機、モーター、コンプレッサー等の機械を使用しており、これらの作業が現在日曜と土曜夜間を除き毎日3交代制の24時間フル稼働で操業を続け、カミナリのような作業音と振動が四六時中工場の機械から発生している。これに伴い、申請人の家族の高齢者に心臓の動悸や疼痛、精神不安定、不眠などを発症するようになり、日常生活に支障を生ずるようになり、病院に相談に行ったところ、工場からの騒音が原因と思われるという診断結果を受け、また長女も健康被害を訴えている。よって、被申請人は、①所有する工場について、操業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと、②上記措置を採らない場合は、被申請人は平成30年6月30日までに工場を現地から移転すること、③上記の工場が夜間操業する期間（過去と未来）の人的被害及び影響について損害賠償を求める、④工場からの騒音等で、申請人の所有地（自宅と隣接する一団の土地）の土地価値評価減の損害賠償を求める。	30. 3. 29	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
76	熊本県 平成28年 (調)第1 号事件	マンション からの 音楽による 低周波音 被害防止 請求事件	28. 12. 1	熊本県 住民1人	熊本県 住民1人	申請人は、隣接マンションの一室からの重低音の音楽による低周波音により、頭痛、不眠、動悸、圧迫感などの症状が続き、心療内科において自律神経失調症と診断された。よって、被申請人は、夜間(23時～6時)の音楽を消すこと。	29. 9. 14	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。



No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
77	熊本県平成29年(調)第1号事件	エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件	29. 2. 27	熊本県住民2人	熊本県住民2人	申請人宅近隣に新築された被申請人宅のエアコン室外機(隠蔽配管)の音により、不眠、耳鳴り、めまい等体調不良が続いている。よって、被申請人は、①被申請人宅の室外機を申請人の費用負担にて移設すること、②移設が無理な場合、室外機の前に防音フェンスを設置すること、なお、この場合、防音効果が不明であるため、フェンス費用は申請人及び被申請人で折半することとし、また、数十年先に防音フェンスの効果が低下した場合には、買換えのフェンス費用も折半とする。	29. 12. 1	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
78	熊本県平成29年(調)第2号事件	飲食店からの悪臭等被害防止及び損害賠償請求事件	29. 10. 25	熊本県住民2人	飲食店	平成29年2月に被申請人が開業した飲食店からの悪臭、騒音により、過大なストレス、睡眠障害等の被害を受けている。よって、被申請人は、①悪臭対策の脱臭装置、油煙除去装置を設置すること、②騒音対策の防音壁を申請人ら宅に面する箇所に設置すること、③エアコン室外機5台、換気扇ダクト、給湯燃焼器等を申請者ら宅に面しないところへ移設すること、④夜間営業時間を短縮すること、⑤申請人Aに対し、損害賠償100万円を支払うこと、⑥申請人Bに対し、損害賠償50万円を支払うこと。			
79	熊本県平成29年(調)第3号事件	養豚場からの水質汚濁等被害防止請求事件	29. 11. 27	熊本県住民1人	熊本県住民2人	被申請人が経営する養豚業の排水(し尿)で、生活飲料水である井戸水が汚染されている。よって、被申請人らは、井戸を2本ボーリングすること。			
80	熊本県平成30年(調)第1号事件	ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件	30. 2. 1	熊本県住民1人	熊本県住民1人	毎年12月～2月の夜間・深夜に稼働する、被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により、睡眠不足となり仕事にも支障を来している。よって、被申請人は、①ボイラーの設置場所を申請人宅より離れた場所に移動させること、②騒音を発生させないように防音壁設置等の対策を行うこと。			